

これからの市民活動、市民社会組織を考える



同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
せん杜正会員 新川 達郎

日本全国には 5 万団体を超える特定非営利活動法人、いわゆる NPO 法人が活躍しています。1998 年に特定非営利活動促進法が成立して、NPO に法人格を付与する制度ができたこともあり、急速に数を増やしてきました。しかし近年では、その増加数やその比率は頭打ちの傾向にあります。そのことが日本の市民活動の活力の減退を示しているわけではないと思います。

むしろ、市民活動を志す人たちの中には、NPO 法人の制度をとらないで、あえてほかの法人制度を選択する人たちもいます。例えば、一般社団や一般財団の仕組みが再編されて、簡単に法人格が取れること、運営が簡便なことなどから、社団法人制度をとるところもあります。また社会的企業を目指す人たちの中には、協同組合、株式会社、合同会社（LLC）、有限責任事業組合（LLC）の形態を選択する人たちもいます。事業の目的にとって最も適切な組織形態をとろうと始めているのです。

もちろん、市民活動が採りうる法人制度として、そこには、社会的な目的のための事業であって、事業の収益は公益的な再配分がされるべきことの本質には、変わりはないと思います。その活動目的をよりよく達成するためにこそ、組織はあるのであって、組織形態や特定の法人格をとるために事業や組織があるわけではないのです。市民活動組織は、その社会的公益的目的を共有する人たちによって組織され、その目的達成のために最適な組織形態を選択するのです。活動に都合がよければ法人格をとることも選択ですし、自由に活動形態を変え法的な制約を避けたいのであれば任意団体のままに活動を続けることもありえます。そして、もちろん、目的が達成できれば、組織を解散することも当然ですし、新たな目的に最適な組織形態が別の形であればそちらに移行すること、つまり場合によっては法人格の形態を変えることも選択肢なのです。

ところで今、組織論や経営マネジメントの世界では、「Teal 組織」が注目されています。従来の組織が、組織目的を立ててそれに向けて構成員の意思を統一し目的達成をさせていくことを目指し、個人の価値観が違っていてもそれは組織目的を達成していく上で有効であれば取り込んでいくといった管理方法をとることに対して、まったく異なった組織原理を提案しているともいえます。自立分散型の組織、自己組織型の組織であり、組織をたくさんの細胞からなる一つの生命体のように捕らえて、組織メンバー全員のものとしてメンバーが相互に共鳴しながら組織を作り変えつつ活動をしていくのです。メンバーの自主性と相互間の共感・協働が特徴といってよいでしょう。

Teal 組織は、市民活動組織には、むしろ適的な組織形態ということもできるかもしれません。民間企業でも成功しているモデルだそうですが、NPO でも参考になると思います。つまり、組織の形は時代や状況によって変わっていくはずですし、個人の自発的な「思い」を基盤として成り立っている市民活動組織では、一人ひとりの意志が生かされつつ、みんなが共感して連帯して活動を組み立てていくと、やりがいのある組織になっていて、ここにいてよかったと思える「こんなだったらいいなあ」という組織になるかもしれません。現在の NPO 法人制度がこうした組織運営に適合的かどうかは一考の余地があると思いますし、社団法人のほうが柔軟に対応できるかもしれません。

いずれにしてもこれからの組織管理のあり方や法人形態の選択は、「せん杜」の使命と会員の「思い」を実現していくために、もっと自由に考えてもよいのかもしれない。そのことが、結局は子どもたちのために一番良い選択になるかもしれないのです。

